

# 天川村建設工事等暴力団排除措置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、村発注工事に対する暴力団又は暴力団関係者の不当な介入を排除し、もって公共工事の適正な履行を確保するために必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 建設工事等

建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務等をいう。

### (2) 入札参加資格者

天川村契約規則(昭和39年3月31日規則第6号)第14条第1項の規定に基づき、現に競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。

### (3) 村発注工事

天川村(天川村教育委員会、洞川財産区を含む)が発注する建設工事等(天川村が直接経費を負担する建設工事等を含む。)をいう。

### (4) 役員等

法人の役員、支配人若しくは支店若しくは営業所(常時、建設工事等の請負契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者又は個人の事業主若しくはその支配人をいう。

### (5) 暴力団

その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

### (6) 暴力団関係者

集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者。

## (建設工事等の入札参加対象からの排除)

第3条 村長は、入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、別表に掲げる一に該当すると認められるときは、天川村建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領の定めるところにより、適正な措置をとるものとする。

## (不当介入等に対する措置)

第4条 村長は、村発注工事の受注業者から暴力団又は暴力団関係者による工事妨害又は不当な要求を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該受注業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

## (関係機関への協力要請)

第5条 村長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係機関の積極的な協力を要請するものとする。

## (警察との連携)

第6条 この要綱の第3条に基づき措置をする場合の具体的な手続き等については、村長

と中吉野署長との間で別途定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成23年 2月 1日から施行する。
- 2 天川村建設工事等暴力団排除措置要綱（平成15年 3月 3日制定）は、廃止する。

## 別 表

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者であると認められるとき。</li><li>2 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加をしている者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。</li><li>3 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</li><li>4 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</li><li>5 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。</li><li>6 入札参加資格者が、受注した村発注工事の施工に際し、暴力団又は暴力団関係者から工事妨害又は不当な介入を受けたにもかかわらず遅滞なくその旨を村長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。</li></ol> |
|---|